

自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）

1.（預金の支払時期）

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」という。）は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（利息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」という。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

また、適用の中途解約利率が解約日における店頭揭示の預入期間に応じた基準利率

を超える場合は、店頭掲示の基準利率を上限とします。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- C 1年以上3年未満 約定利率×70%

②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
- G 3年以上5年未満 約定利率×90%

④預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
- G 3年以上4年未満 約定利率×80%
- H 4年以上5年未満 約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書（証書式の場合は証書の受取欄）に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に

提出してください。

4.（中間利息定期預金）

- （１）中間利息定期預金の利息については上記２．の規定を準用します。
- （２）中間利息定期預金については、通帳への記入、証書の発行はしないこととし、次により取扱います。
 - ①中間利息定期預金の内容については別途に通知します。
なお、印章はこの預金の届出印章を兼用します。
 - ②中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書（証書式の場合は証書の受取欄）に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店へ提出してください。

以 上